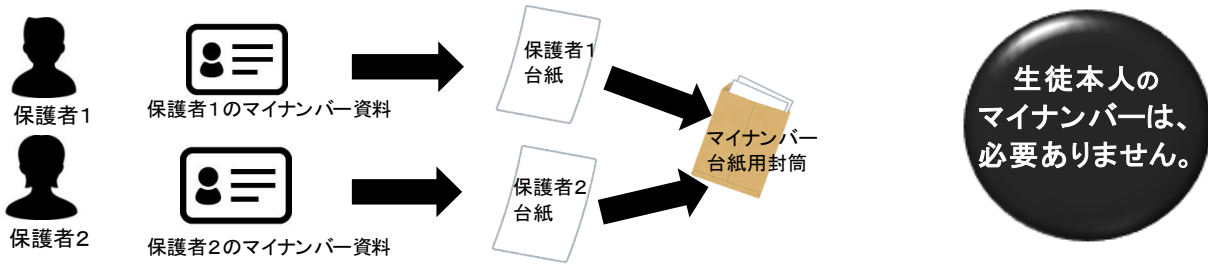


マイナンバー提出書類の作成手順

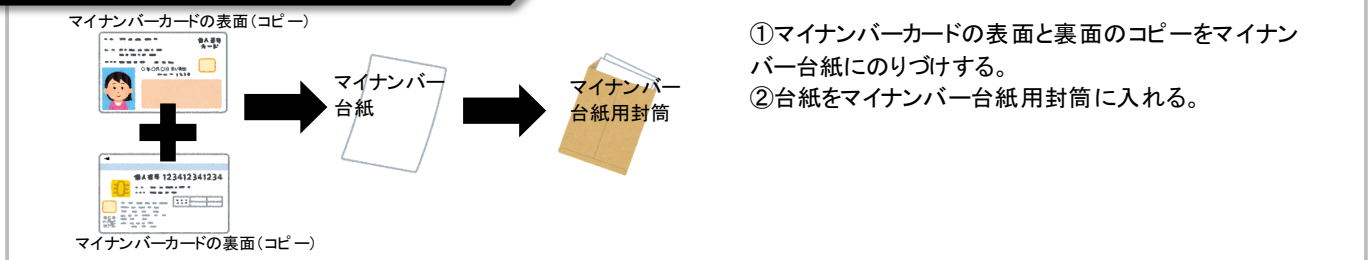
保護者のマイナンバー書類が必要です。保護者1名につき1枚のマイナンバー台紙が必要です。



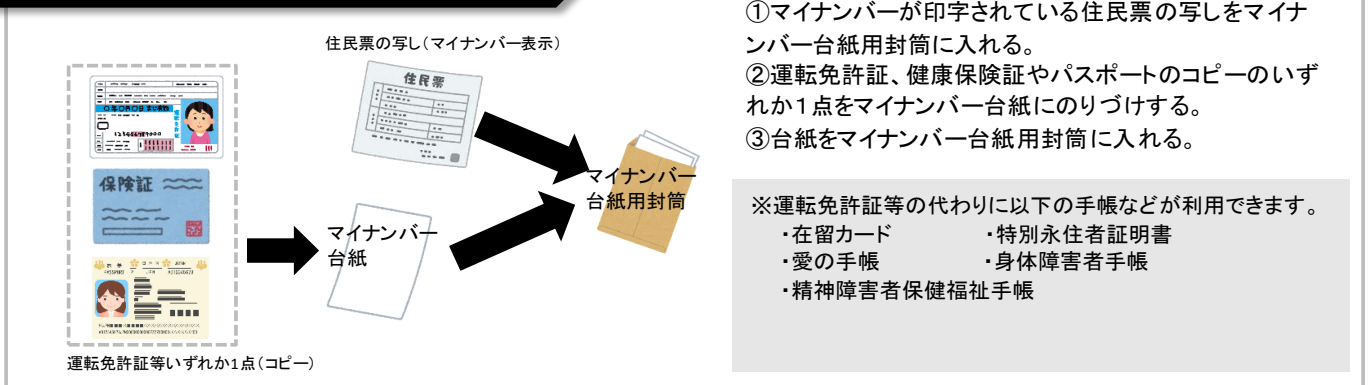
提出書類の注意点

- マイナンバーカード(顔写真がついている)をお持ちの場合は、カードのコピーを提出してください。
- 通知カード(顔写真がついていない)は、審査の迅速化のため、提出しないでください。
※提出された場合、書類不備として再提出をお願いすることになります。
- マイナンバーカードをお持ちでない場合は、必ずマイナンバーが印字されている住民票が必要です。
※住民票にマイナンバーが印字されていない場合は、書類不備として再提出をお願いすることになります。
区市町村の窓口等で住民票の申請をする際に、必ずマイナンバーが印字された住民票を請求してください。
※マイナンバーが印字された住民票はコンビニ交付では発行できない場合がありますのでご注意ください。
※住民票が複数ページに分かれている場合、すべてのページを提出ください。
- カード等のコピーの際に縮小拡大をしないでください。

マイナンバーカードをお持ちの場合



マイナンバーカードをお持ちでない場合



生活保護受給世帯の場合

マイナンバー書類は必要ありません。
生活保護受給証明書を提出してください。
生活保護受給証明書はマイナンバー台紙用封筒に入れずに、学校の封筒に直接入れてください。

提出いただいた書類に不足がある場合や、コピーが不鮮明であったり、文字が切れていてマイナンバーの確認や本人確認が困難な場合は、再度必要書類を提出していただく場合があります。